

2 研修を実施する法人は、前項の研修の指定に
関して法務大臣に対して意見を述べることができる。
3 法務大臣は、第五条の研修の適正かつ確実な
実施を確保するために必要な限度において、当
該研修を実施する法人に対し、当該研修に関する
実施を確保するために必要な限度において、当
該研修を実施する法人に対し、当該研修に関する
報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な意見を述べ
る。 (資料の要求等)

第五条の五 法務大臣は、認定に関する事務の処
理に關し必要があると認めるときは、申請者に
対し必要な資料の提出を求め、又は公務所、公
私の団体その他の関係者に照会して必要な事項
の報告を求めることができる。

第五条の六 法務省令で定めた法律に定めるもの
のほか、認定の手続に關し必要な事項は、法務省令で定め
る。

第六条 最高裁判所の裁判官の職に在つた者について
(最高裁判所の裁判官の職に在つた者について
の弁護士の資格の特例)

第七条 最高裁判所の裁判官の職に在つた者は、
第四条の規定にかかわらず、弁護士となる資格を有
する。

第八条 次に掲げる者は、第四条、第五条及び前
条の規定にかかわらず、弁護士となる資格を有
しない。

一 禁錮以上の刑に処せられた者

(弁護士の欠格事由)

**三 懲戒の処分により、弁護士若しくは外国法
事務弁護士であつて除名され、弁理士であつ
て業務を禁止され、公認会計士であつて登録
を抹消され、税理士であつて業務を禁止さ
れ、若しくは公務員であつて免職され、又は
税理士であつた者であつて税理士業務の禁止
の懲戒処分を受けるべきであつたことについ
て決定を受け、その処分を受けた日から三年
を経過しない者**

**四 破産手続開始の決定を受けて復権を得な
い者**

(弁護士の登録)

第九条 弁護士となるには、日本弁護士連合会に
備えた弁護士名簿に登録されなければなら
ない。

(登録の請求)

第十一条 弁護士は、所属弁護士会を変更するに
は、新たに入会しようとする弁護士会を経て、
日本弁護士連合会に登録換の請求をしなければ
ならない。

十二条 属弁護士会にその旨を届け出なければなら
ない。

(登録換の請求)

第十二条 弁護士がその業務をやめようとすると
きは、所属弁護士会を経て、日本弁護士連合会
に登録取消の請求をしなければならない。

十三条 属弁護士会は、弁護士会の秩序若しくは
信頼を害するおそれがある者又は次に掲げる場
合に該当し弁護士の職務を行わせることがその
適正を欠くおそれがある者について、資格審査
会の議決に基づき、登録又は登録換の請求の
進達を拒絶することができる。

一心身に故障があるとき。

**二 第七条第三号に当たる者が、除名、業務禁
止、登録の抹消、免職又は税理士業務の禁止
の懲戒处分を受けるべきであつたことについ
ての決定の処分を受けた日から三年を経過し
て請求したとき。**

**三 登録又は登録換の請求前一年以内に当該弁
護士会の地域内において常時勤務を要する公務
員であつた者で、その地域内において弁護士の
職務を行わせることが特にその適正を欠くおそ
れがあるものについてもまた前項と同様とす
る。**

**四 弁護士会は、前二項の規定により請求の進達
を拒絶する場合には、登録又は登録換の請求を書
面により通知しなければならない。**

**五 弁護士会が登録又は登録換の請求の進達を
求められた後三箇月を経てもなお日本弁護士連
合会にその進達をしないときは、その登録又は
登録換の請求をした者は、その登録又は登録
換の請求の進達を拒絶されたものとみなす。**

六 審査請求をすることができる。

第七条の二 日本弁護士連合会は、前条の規定
による登録又は登録換の拒絶について
の審査請求(同条第四項の規定による審査請求
を含む)に対して裁決をする場合には、資格
審査会の議決に基づかなければならない。

八条 日本弁護士連合会は、前項の審査請求に理由
があると認めるときは、弁護士会に対し登録又
は登録換の請求の進達を受けた場合において
の登録及び登録換の拒絶

第九条 日本弁護士連合会は、弁護士会から登
録及び登録換の請求の進達を受けた場合におい
ては、異議の申出をした者に、速やかに、その
旨及びその理由を書面により通知しなければ
ならない。

十条 日本弁護士連合会は、前項の処分を受けた場
合においては、資格審査会の議決に基き、その
申出に理由があると認めるときは、弁護士会に
登録取消の請求を差し戻し、その申出に理由が
ないと認めるときは、これを棄却しなければな
らない。

十一条 日本弁護士連合会は、前項の登録取消
の請求をしたとき。

十二条 弁護士会は、所属の弁護士に弁護士名
簿の登録取消の事由があると認めるときは、日
本弁護士連合会に登録取消の報告

十三条 弁護士が死亡したとき。

十四条 弁護士が第十一條の規定により登録取消
の請求をしたとき。

十五条 弁護士会は、弁護士会から登
録及び登録換の請求の進達を受けた場合におい
ては、異議の申出をした者に、速やかに、その
旨及びその理由を書面により通知しなければ
ならない。

十六条 日本弁護士連合会は、前項の登録取消
の請求をしたとき。

十七条 日本弁護士連合会は、次に掲げる場合
においては、弁護士名簿の登録を取り消さな
ければならない。

**一 弁護士が第七条各号(第二号を除く。)の
いづれかに該当するに至ったとき。**

**二 弁護士が第十一條の規定により登録取消
の請求をしたとき。**

**三 弁護士について退会命令、除名又は第十三
条の規定による登録取消しが確定したとき。**

四 弁護士が死んだとき。

十五条 弁護士会は、弁護士会から登
録及び登録換の請求の進達を受けた場合におい
ては、異議の申出をした者に、速やかに、その
旨及びその理由を書面により通知しなければ
ならない。

十六条 日本弁護士連合会は、前項の登録取消
の請求をしたとき。

十七条 日本弁護士連合会は、次に掲げる場合
においては、弁護士名簿の登録を取り消さな
ければならない。

**一 弁護士が第七条各号(第二号を除く。)の
いづれかに該当するに至ったとき。**

**二 弁護士が第十一條の規定により登録取消
の請求をしたとき。**

**三 弁護士について退会命令、除名又は第十三
条の規定による登録取消しが確定したとき。**

四 弁護士が死んだとき。

十五条 弁護士会は、弁護士会から登
録及び登録換の請求の進達を受けた場合におい
ては、異議の申出をした者に、速やかに、その
旨及びその理由を書面により通知しなければ
ならない。

十六条 日本弁護士連合会は、前項の登録取消
の請求をしたとき。

十七条 日本弁護士連合会は、次に掲げる場合
においては、弁護士名簿の登録を取り消さな
ければならない。

**一 弁護士が第七条各号(第二号を除く。)の
いづれかに該当するに至ったとき。**

**二 弁護士が第十一條の規定により登録取消
の請求をしたとき。**

**三 弁護士について退会命令、除名又は第十三
条の規定による登録取消しが確定したとき。**

四 弁護士が死んだとき。

十五条 弁護士会は、弁護士会から登
録及び登録換の請求の進達を受けた場合におい
ては、異議の申出をした者に、速やかに、その
旨及びその理由を書面により通知しなければ
ならない。

十六条 日本弁護士連合会は、前項の登録取消
の請求をしたとき。

十七条 日本弁護士連合会は、次に掲げる場合
においては、弁護士名簿の登録を取り消さな
ければならない。

**一 弁護士が第七条各号(第二号を除く。)の
いづれかに該当するに至ったとき。**

**二 弁護士が第十一條の規定により登録取消
の請求をしたとき。**

**三 弁護士について退会命令、除名又は第十三
条の規定による登録取消しが確定したとき。**

四 弁護士が死んだとき。

十五条 弁護士会は、弁護士会から登
録及び登録換の請求の進達を受けた場合におい
ては、異議の申出をした者に、速やかに、その
旨及びその理由を書面により通知しなければ
ならない。

十六条 日本弁護士連合会は、前項の登録取消
の請求をしたとき。

十七条 日本弁護士連合会は、次に掲げる場合
においては、弁護士名簿の登録を取り消さな
ければならない。

**一 弁護士が第七条各号(第二号を除く。)の
いづれかに該当するに至ったとき。**

**二 弁護士が第十一條の規定により登録取消
の請求をしたとき。**

**三 弁護士について退会命令、除名又は第十三
条の規定による登録取消しが確定したとき。**

四 弁護士が死んだとき。

十五条 弁護士会は、弁護士会から登
録及び登録換の請求の進達を受けた場合におい
ては、異議の申出をした者に、速やかに、その
旨及びその理由を書面により通知しなければ
ならない。

十六条 日本弁護士連合会は、前項の登録取消
の請求をしたとき。

十七条 日本弁護士連合会は、次に掲げる場合
においては、弁護士名簿の登録を取り消さな
ければならない。

**一 弁護士が第七条各号(第二号を除く。)の
いづれかに該当するに至ったとき。**

**二 弁護士が第十一條の規定により登録取消
の請求をしたとき。**

**三 弁護士について退会命令、除名又は第十三
条の規定による登録取消しが確定したとき。**

四 弁護士が死んだとき。

十五条 弁護士会は、弁護士会から登
録及び登録換の請求の進達を受けた場合におい
ては、異議の申出をした者に、速やかに、その
旨及びその理由を書面により通知しなければ
ならない。

十六条 日本弁護士連合会は、前項の登録取消
の請求をしたとき。

十七条 日本弁護士連合会は、次に掲げる場合
においては、弁護士名簿の登録を取り消さな
ければならない。

**一 弁護士が第七条各号(第二号を除く。)の
いづれかに該当するに至ったとき。**

**二 弁護士が第十一條の規定により登録取消
の請求をしたとき。**

**三 弁護士について退会命令、除名又は第十三
条の規定による登録取消しが確定したとき。**

四 弁護士が死んだとき。

十五条 弁護士会は、弁護士会から登
録及び登録換の請求の進達を受けた場合におい
ては、異議の申出をした者に、速やかに、その
旨及びその理由を書面により通知しなければ
ならない。

十六条 日本弁護士連合会は、前項の登録取消
の請求をしたとき。

十七条 日本弁護士連合会は、次に掲げる場合
においては、弁護士名簿の登録を取り消さな
ければならない。

**一 弁護士が第七条各号(第二号を除く。)の
いづれかに該当するに至ったとき。**

**二 弁護士が第十一條の規定により登録取消
の請求をしたとき。**

**三 弁護士について退会命令、除名又は第十三
条の規定による登録取消しが確定したとき。**

四 弁護士が死んだとき。

十五条 弁護士会は、弁護士会から登
録及び登録換の請求の進達を受けた場合におい
ては、異議の申出をした者に、速やかに、その
旨及びその理由を書面により通知しなければ
ならない。

十六条 日本弁護士連合会は、前項の登録取消
の請求をしたとき。

十七条 日本弁護士連合会は、次に掲げる場合
においては、弁護士名簿の登録を取り消さな
ければならない。

**一 弁護士が第七条各号(第二号を除く。)の
いづれかに該当するに至ったとき。**

**二 弁護士が第十一條の規定により登録取消
の請求をしたとき。**

**三 弁護士について退会命令、除名又は第十三
条の規定による登録取消しが確定したとき。**

四 弁護士が死んだとき。

十五条 弁護士会は、弁護士会から登
録及び登録換の請求の進達を受けた場合におい
ては、異議の申出をした者に、速やかに、その
旨及びその理由を書面により通知しなければ
ならない。

十六条 日本弁護士連合会は、前項の登録取消
の請求をしたとき。

十七条 日本弁護士連合会は、次に掲げる場合
においては、弁護士名簿の登録を取り消さな
ければならない。

**一 弁護士が第七条各号(第二号を除く。)の
いづれかに該当するに至ったとき。**

**二 弁護士が第十一條の規定により登録取消
の請求をしたとき。**

**三 弁護士について退会命令、除名又は第十三
条の規定による登録取消しが確定したとき。**

四 弁護士が死んだとき。

十五条 弁護士会は、弁護士会から登
録及び登録換の請求の進達を受けた場合におい
ては、異議の申出をした者に、速やかに、その
旨及びその理由を書面により通知しなければ
ならない。

十六条 日本弁護士連合会は、前項の登録取消
の請求をしたとき。

十七条 日本弁護士連合会は、次に掲げる場合
においては、弁護士名簿の登録を取り消さな
ければならない。

**一 弁護士が第七条各号(第二号を除く。)の
いづれかに該当するに至ったとき。**

**二 弁護士が第十一條の規定により登録取消
の請求をしたとき。**

**三 弁護士について退会命令、除名又は第十三
条の規定による登録取消しが確定したとき。**

四 弁護士が死んだとき。

十五条 弁護士会は、弁護士会から登
録及び登録換の請求の進達を受けた場合におい
ては、異議の申出をした者に、速やかに、その
旨及びその理由を書面により通知しなければ
ならない。

十六条 日本弁護士連合会は、前項の登録取消
の請求をしたとき。

十七条 日本弁護士連合会は、次に掲げる場合
においては、弁護士名簿の登録を取り消さな
ければならない。

**一 弁護士が第七条各号(第二号を除く。)の
いづれかに該当するに至ったとき。**

**二 弁護士が第十一條の規定により登録取消
の請求をしたとき。**

**三 弁護士について退会命令、除名又は第十三
条の規定による登録取消しが確定したとき。**

四 弁護士が死んだとき。

十五条 弁護士会は、弁護士会から登
録及び登録換の請求の進達を受けた場合におい
ては、異議の申出をした者に、速やかに、その
旨及びその理由を書面により通知しなければ
ならない。

十六条 日本弁護士連合会は、前項の登録取消
の請求をしたとき。

十七条 日本弁護士連合会は、次に掲げる場合
においては、弁護士名簿の登録を取り消さな
ければならない。

**一 弁護士が第七条各号(第二号を除く。)の
いづれかに該当するに至ったとき。**

**二 弁護士が第十一條の規定により登録取消
の請求をしたとき。**

**三 弁護士について退会命令、除名又は第十三
条の規定による登録取消しが確定したとき。**

四 弁護士が死んだとき。

十五条 弁護士会は、弁護士会から登
録及び登録換の請求の進達を受けた場合におい
ては、異議の申出をした者に、速やかに、その
旨及びその理由を書面により通知しなければ
ならない。

十六条 日本弁護士連合会は、前項の登録取消
の請求をしたとき。

十七条 日本弁護士連合会は、次に掲げる場合
においては、弁護士名簿の登録を取り消さな
ければならない。

**一 弁護士が第七条各号(第二号を除く。)の
いづれかに該当するに至ったとき。**

**二 弁護士が第十一條の規定により登録取消
の請求をしたとき。**

**三 弁護士について退会命令、除名又は第十三
条の規定による登録取消しが確定したとき。**

四 弁護士が死んだとき。

十五条 弁護士会は、弁護士会から登
録及び登録換の請求の進達を受けた場合におい
ては、異議の申出をした者に、速やかに、その
旨及びその理由を書面により通知しなければ
ならない。

十六条 日本弁護士連合会は、前項の登録取消
の請求をしたとき。

十七条 日本弁護士連合会は、次に掲げる場合
においては、弁護士名簿の登録を取り消さな
ければならない。

**一 弁護士が第七条各号(第二号を除く。)の
いづれかに該当するに至ったとき。**

**二 弁護士が第十一條の規定により登録取消
の請求をしたとき。**

**三 弁護士について退会命令、除名又は第十三
条の規定による登録取消しが確定したとき。**

四 弁護士が死んだとき。

十五条 弁護士会は、弁護士会から登
録及び登録換の請求の進達を受けた場合におい
ては、異議の申出をした者に、速やかに、その
旨及びその理由を書面により通知しなければ
ならない。

十六条 日本弁護士連合会は、前項の登録取消
の請求をしたとき。

十七条 日本弁護士連合会は、次に掲げる場合
においては、弁護士名簿の登録を取り消さな
ければならない。

**一 弁護士が第七条各号(第二号を除く。)の
いづれかに該当するに至ったとき。**

**二 弁護士が第十一條の規定により登録取消
の請求をしたとき。**

**三 弁護士について退会命令、除名又は第十三
条の規定による登録取消しが確定したとき。**

四 弁護士が死んだとき。

十五条 弁護士会は、弁護士会から登
録及び登録換の請求の進達を受けた場合におい
ては、異議の申出をした者に、速やかに、その
旨及びその理由を書面により通知しなければ
ならない。

十六条 日本弁護士連合会は、前項の登録取消
の請求をしたとき。

十七条 日本弁護士連合会は、次に掲げる場合
においては、弁護士名簿の登録を取り消さな
ければならない。

**一 弁護士が第七条各号(第二号を除く。)の
いづれかに該当するに至ったとき。**

<p

本弁護士連合会に、すみやかに、その旨を報告しなければならない。

(登録等の通知及び公告)

第十九条 弁護士名簿の登録、登録換及び登録取消は、すみやかに、日本弁護士連合会から当該弁護士の所属弁護士会に通知し、且つ、官報をもつて公告しなければならない。

第四章 弁護士の権利及び義務

(法律事務所)

第二十条 弁護士の事務所は、法律事務所と称する。

2 法律事務所は、その弁護士の所属弁護士会の地域内に設けなければならない。

3 弁護士は、いかなる名義をもつしても、二箇以上の法律事務所を設けることができない。

但し、他の弁護士の法律事務所において執務する

3 地域内に設けなければならない。

3 弁護士は、いかなる名義をもつても、二箇以上の法律事務所を設けることができない。

但し、他の弁護士の法律事務所において執務する

3 地域内に設けなければならない。

(職務を行ひ得ない事件)

第二十五条 弁護士は、次に掲げる事件について

は、その職務を行つてはならない。ただし、第

三号及び第九号に掲げる事件については、受任

している事件の依頼者が同意した場合は、この

限りでない。

一 相手方の協議を受けて贊助し、又はその依

頼を承諾した事件

二 相手方の協議を受けた事件で、その協議の

程度及び方法が信頼関係に基づくと認められ

るもの

三 受任している事件の相手方からの依頼によ

る他の事件

四 公務員として職務上取り扱った事件

五 仲裁手続により仲裁人として取り扱った

事件

六 弁護士法人（第三十三条の二第二項に規定す

る弁護士法人をいう。以下この条において同

じ。若しくは弁護士・外国法事務弁護士共

同法人（外国弁護士による法律事務の取扱い

等に関する法律（昭和六十一年法律第六十六

号）第二条第六号に規定する弁護士・外国法

事務弁護士共同法人をいう。以下同じ。）の社員若しくは使用人である弁護士又は外国法

事務弁護士法人（同条第五号に規定する外国

法事務弁護士法人をいう。以下この条において同じ。）の使用者である弁護士としてその業務に従事していた期間内に、当該弁護士法

人、当該弁護士・外国法事務弁護士共同法人又は当該国外法事務弁護士法人が相手方の協

議を受けて賛助し、又はその依頼を承諾した

事件であつて、自らこれに関与したもの

七 弁護士法人若しくは弁護士・外国法事務弁

護士共同法人の社員若しくは使用人である弁

の団体に照会して必要な事項の報告を求めるこ

とを申し出ることができる。申出があつた場合

において、当該弁護士会は、その申出が適当で

ないと認めるときは、これを拒絶することがで

きる。

2 弁護士会は、前項の規定による申出に基き、公務所又は公私の中会に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

(委嘱事項等を行う義務)

2 弁護士は、正当の理由がなければ、法令により官公署の委嘱した事項及び会則の定めどころにより所属弁護士会又は日本弁護士連合会の指定した事項を行うことを辞すること

ができない。

八 弁護士は、正当の理由がなければ、法令により官公署の委嘱した事項及び会則の定めどころにより所属弁護士会又は日本弁護士連合会の指定した事項を行うことを辞すること

ができない。

九 弁護士法人若しくは弁護士・外国法事務弁護士共同法人の社員若しくは使用人又は外国法事務弁護士法人の使用者である場合に、当該弁護士法人又は当該国外法事務弁護士法人が受任している事件の依頼者が同意した場合は、この限りでない。

一 相手方の協議を受けて贊助し、又はその依

頼を承諾した事件

二 相手方の協議を受けた事件で、その協議の

程度及び方法が信頼関係に基づくと認められ

るもの

三 受任している事件の相手方からの依頼によ

る他の事件

四 公務員として職務上取り扱った事件

五 仲裁手続により仲裁人として取り扱った

事件

六 弁護士法人（第三十三条の二第二項に規定す

る弁護士法人をいう。以下この条において同

じ。若しくは弁護士・外国法事務弁護士共

同法人（外国弁護士による法律事務の取扱い

等に関する法律（昭和六十一年法律第六十六

号）第二条第六号に規定する弁護士・外国法

事務弁護士共同法人をいう。以下同じ。）の社員若しくは使用人である弁護士としてその業務に従事していた期間内に、当該弁護士法

人、当該弁護士・外国法事務弁護士共同法人又は当該国外法事務弁護士法人が相手方の協

議を受けて賛助し、又はその依頼を承諾した

事件であつて、自らこれに関与したもの

七 弁護士法人若しくは弁護士・外国法事務弁

護士共同法人の社員若しくは使用人である弁

の団体に照会して必要な事項の報告を求めるこ

とを申し出ができる。申出があつた場合

において、当該弁護士会は、その申出が適当で

ないと認めるときは、これを拒絶することがで

きる。

2 弁護士会は、前項の規定による申出に基き、公務所又は公私の中会に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

(委嘱事項等を行う義務)

2 弁護士は、正当の理由がなければ、法令により官公署の委嘱した事項及び会則の定めどころにより所属弁護士会又は日本弁護士連合会の指定した事項を行うことを辞すこと

ができない。

八 弁護士は、正当の理由がなければ、法令により官公署の委嘱した事項及び会則の定めどころにより所属弁護士会又は日本弁護士連合会の指定した事項を行うことを辞すこと

ができない。

2 弁護士会は、前項の規定による申出に基き、公務所又は公私の中会に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

(委嘱事項等を行う義務)

2 弁護士は、正当の理由がなければ、法令により官公署の委嘱した事項及び会則の定めどころにより所属弁護士会又は日本弁護士連合会の指定した事項を行うことを辞すこと

ができない。

八 弁護士は、正当の理由がなければ、法令により官公署の委嘱した事項及び会則の定めどころにより所属弁護士会又は日本弁護士連合会の指定した事項を行うことを辞すこと

ができない。

2 弁護士会は、前項の規定による申出に基き、公務所又は公私の中会に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

(委嘱事項等を行う義務)

2 弁護士は、正当の理由がなければ、法令により官公署の委嘱した事項及び会則の定めどころにより所属弁護士会又は日本弁護士連合会の指定した事項を行うことを辞すこと

ができない。

八 弁護士は、正当の理由がなければ、法令により官公署の委嘱した事項及び会則の定めどころにより所属弁護士会又は日本弁護士連合会の指定した事項を行うことを辞すこと

ができない。

係る取締役等若しくは使用人でなくなつたときも、同様とする。

4 弁護士会は、前項の規定による届出があつたとき、直ちに、當利業務從事弁護士名簿の記載を訂正し、又はこれを抹消しなければならない。

5 第一条の規定は、弁護士法人について準用する。

6 第一条の規定は、弁護士法人について準用する。

7 第一条の規定は、弁護士法人について準用する。

8 第一条の規定は、弁護士法人について準用する。

9 第一条の規定は、弁護士法人について準用する。

10 第一条の規定は、弁護士法人について準用する。

11 第一条の規定は、弁護士法人について準用する。

12 第一条の規定は、弁護士法人について準用する。

13 第一条の規定は、弁護士法人について準用する。

14 第一条の規定は、弁護士法人について準用する。

15 第一条の規定は、弁護士法人について準用する。

16 第一条の規定は、弁護士法人について準用する。

17 第一条の規定は、弁護士法人について準用する。

18 第一条の規定は、弁護士法人について準用する。

19 第一条の規定は、弁護士法人について準用する。

20 第一条の規定は、弁護士法人について準用する。

21 第一条の規定は、弁護士法人について準用する。

22 第一条の規定は、弁護士法人について準用する。

23 第一条の規定は、弁護士法人について準用する。

24 第一条の規定は、弁護士法人について準用する。

25 第一条の規定は、弁護士法人について準用する。

26 第一条の規定は、弁護士法人について準用する。

27 第一条の規定は、弁護士法人について準用する。

28 第一条の規定は、弁護士法人について準用する。

29 第一条の規定は、弁護士法人について準用する。

30 第一条の規定は、弁護士法人について準用する。

31 第一条の規定は、弁護士法人について準用する。

32 第一条の規定は、弁護士法人について準用する。

33 第一条の規定は、弁護士法人について準用する。

34 第一条の規定は、弁護士法人について準用する。

35 第一条の規定は、弁護士法人について準用する。

36 第一条の規定は、弁護士法人について準用する。

37 第一条の規定は、弁護士法人について準用する。

38 第一条の規定は、弁護士法人について準用する。

39 第一条の規定は、弁護士法人について準用する。

40 第一条の規定は、弁護士法人について準用する。

41 第一条の規定は、弁護士法人について準用する。

42 第一条の規定は、弁護士法人について準用する。

43 第一条の規定は、弁護士法人について準用する。

44 第一条の規定は、弁護士法人について準用する。

45 第一条の規定は、弁護士法人について準用する。

46 第一条の規定は、弁護士法人について準用する。

第三十条の六 弁護士法人は、次に掲げる事務については、依頼者からその社員又は使用人である弁護士（以下この条において「社員等弁護士」という。）に行わせる事務の委託を受けるものとする。この場合において、当該弁護士法人人は、依頼者に、当該弁護士法人の社員等弁護士のうちからその代理人、弁護士、付添人又は補佐人を選任させなければならない。

一 裁判所における事件（刑事に関するものを除く。）の手続についての代理又は補佐

二 刑事に関する事件の手続についての代理、も、社員等弁護士がその業務の執行に際し注意を怠らなかつたことを証明しなければ、依頼者は活動又は逃亡で犯罪人引渡し審査請求事件における補佐

三 刑事に関する事件における弁護人としての活動、少年の保護事件における付添人としての活動又は逃亡で犯罪人引渡し審査請求事件における補佐

四 刑事に関する事件の手続についての代理、も、社員等弁護士がその業務の執行に際し注意を怠らなかつたことを証明しなければ、依頼者は活動、少年の保護事件における付添人としての活動又は逃亡で犯罪人引渡し審査請求事件における補佐

第五十条の七 弁護士法人は、政令で定めるところにより、登記をしてなければならない。

2 前項の規定により登記をしてなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

（設立の手続）

第三十条の八 弁護士法人を設立するには、その社員にならうとする弁護士が、定款を定めなければならない。

2 会社法（平成十七年法律第八十六号）第三十条第一項の規定は、弁護士法人の定款について準用する。

3 定款には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 目的
二 名称
三 法律事務所の所在地
四 所属弁護士会
五 社員の氏名、住所及び所属弁護士会
六 社員の出資に関する事項
七 業務の執行に関する事項
（成立の時期）

第三十条の九 弁護士法人は、その主たる法律事務所の所在地において設立の登記をすることによつて成立する。

（社員であると誤認させる行為をした者の責任）

第三十条の十六 弁護士法人は、その法律事務所に、当該法律事務所の所在する地域の弁護士会（その地域に二個以上の弁護士会があるときは、当該弁護士法人の所属弁護士会。以下この条において同じ。）の会員である社員を常駐させなければならない。ただし、従たる法律事務所については、当該法律事務所の所在する地域の弁護士会が当該法律事務所の周辺における弁護士の分布状況その他的事情を考慮して常駐しないことを許可したときは、この限りでない。

（特定の事件についての業務の制限）

第三十条の十八 弁護士法人は、次の各号のいずれかに該当する事件については、その業務を行つてはならない。ただし、第三号に規定する事件については、受任している事件の依頼者が同意した場合は、この限りでない。

一 相手方の協議を受けて賛助し、又はその依頼を承諾した事件

二 相手方の協議を受けた事件で、その協議の程度及び方法が信頼関係に基づくと認められるもの

三 受任している事件の相手方からの依頼による他の事件

四 社員若しくは使用人である弁護士又は使用人である外国法事務弁護士（以下「社員等」という。）が相手方から受任している事件

五 第二十五条第一号から第七号までに掲げる事件として社員の半数以上の者が職務を行つてはならないこととされる事件（他の弁護士法人等への加入の禁止等）

第三十条の十九 弁護士法人の社員は、他の弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人の社員となつてはならない。

弁護士法人の社員は、他の社員の承諾がなければ、自己又は第三者のために、その弁護士法

移転したときにあつては、主たる法律事務所の所在地においてその旨の登記をした時に、当該法律事務所（従たる法律事務所を設け、又は移転したときにあつては、当該従たる法律事務所）の所在する地域の弁護士会（二個以上の弁護士会があるときは、当該弁護士法人が定款に記載した弁護士会）の会員となる。

3 弁護士法人は、その法律事務所の移転又は廃止により、所属弁護士会の地域内に法律事務所を有しないこととなつたときは、旧所在地（従たる法律事務所を移転し、又は廃止したときにあつては、主たる法律事務所の所在地）においてその旨の登記をした時に、当該弁護士会を退会するものとする。

4 弁護士法人は、その法律事務所の所在地に二個以上の弁護士会がある場合に限り、定款を変更することにより、所属弁護士会を変更することができる。

5 弁護士法人は、同一の地域にある複数の弁護士会に所属することはできない。

6 弁護士法人は、第二項又は第四項の規定により、新たに弁護士会に入会したときは、入会の日から二週間以内に、登記事項証明書及び定款の写しを添えて、その旨を当該弁護士会及び日本弁護士連合会に届け出なければならない。

7 弁護士法人は、第三項又は第四項の規定により、所属弁護士会を退会したときは、退会の日から二週間以内に、その旨を当該弁護士会及び日本弁護士連合会に届け出なければならない。

（総会）

第三十七条 弁護士会は、毎年定期総会を開かなければならぬ。

2 弁護士会は、必要と認める場合には、臨時総会を開くことができる。

（総会の決議等の報告）

第三十八条 弁護士会は、総会の決議並びに役員の就任及び退任を日本弁護士連合会に報告しなければならない。

（総会の決議を必要とする事項）

第三十九条 弁護士会の会則の変更、予算及び決算是、総会の決議によらなければならない。

（総会の決議の取消）

第四十条 弁護士会の総会の決議が公益を害するときその他法令又はその弁護士会若しくは日本弁護士連合会の会則に違反するときは、日本弁護士連合会は、その決議を取り消すことができ

（紛議の調停）

第四十一条 弁護士会は、弁護士の職務又は弁護士法人の業務に関する紛議につき、弁護士、弁護士法人又は当事者その他関係人の請求により調停をすることができる。

第四十二条 弁護士会は、日本弁護士連合会から（答申及び建議）

諮詢又は協議を受けた事項につき答申をしなければならない。

第四十三条 弁護士会は、弁護士及び弁護士法人の事務その他司法事務に関して官公署に建議し、又はその他司法事務に關して官公署に建議し、又はその諸問に答申することができる。

（合併及び解散）

第四十三条 地方裁判所の管轄区域が変更されたためその区域内に在る弁護士会が合併し又は解散する必要があるときは、その弁護士会は、総会の決議により合併し又は解散する。

2 合併後存続する弁護士会又は合併により設立する弁護士会は、当該合併により消滅する弁護士会の権利義務を承継する。

3 第三十条の二十八の規定は、弁護士会が合併をする場合について準用する。この場合において、同条第三項中「定款」とあるのは「会則」と、同条第六項中「同法第九百三十九条第一項及び第三項」とあるのは「同法第九百三十九条第一項中「定款」と読み替えるものとする。

4 弁護士会が合併したときは、合併により解散する弁護士会に所属した弁護士又は弁護士法人は、当然、合併後存続し又は合併により設立する弁護士会の会員となる。

（清算人）

5 第十条第一項の規定は、前項の場合に弁護士について準用する。

（清算中の弁護士会の能力）

第四十三条の二 解散した弁護士会は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。

第四十三条の三 弁護士会が解散したときは、破产手続開始の決定による解散の場合を除き、会長がその清算人となる。ただし、定款に別段の定めがあるとき、又は総会において会長以外の者を選任したときは、この限りでない。

（裁判所による監督）

4 第一条の公告は、官報に掲載してする。

（期間経過後の債権の申出）

第四十三条の八 前条第一項の期間の経過後に申し出をした債権者は、弁護士会の債務が完済されている債権者を除斥することができない。

3 清算人は、知っている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

4 第一条の公告は、官報に掲載してする。

（清算中の弁護士会の能力）

第四十三条の九 弁護士会の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

2 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な財産に対してのみ、請求をすることができる。

（解散及び清算の監督等に関する事件の管轄）

第四十三条の十 弁護士会の解散及び清算の監督並びに清算人に関する事件は、その事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

（不服申立ての制限）

二 六年未満の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

第四十三条の十一 清算人の選任の裁判に對しては、不服を申し立てることができない。

（裁判所による清算人の選任）

第四十三条の四 前条第一項の規定により清算人がとなる者がないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

（清算人の解任）

第四十三条の五 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができる。

（清算人の職務及び権限）

第四十三条の六 清算人の職務は、次のとおりとする。

一 現務の結了

二 債権の取立て及び債務の弁済

三 残余財産の引渡し

2 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

（債権の申出の催告等）

第四十三条の七 清算人は、その就職の日から二箇月以内に、少なくとも三回の公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二箇月を下ることができない。

2 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知り得ている債権者を除斥することができない。

3 清算人は、知っている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

4 第一条の公告は、官報に掲載してする。

（弁護士会連合会）

第四十四条 同じ高等裁判所の管轄区域内の弁護士会は、共同して特定の事項を行うため、規約を定め、日本弁護士連合会の承認を受けて、弁護士会連合会を設けることができる。

（第六章） 日本弁護士連合会

（設立、目的及び法人格）

第四十五条 全国の弁護士会は、日本弁護士連合会を設立しなければならない。

2 日本弁護士連合会は、弁護士及び弁護士法人の使命及び職務にかんがみ、その品位を保持し、弁護士及び弁護士法人の事務の改善進歩を図るため、弁護士、弁護士法人及び弁護士会の指導、連絡及び監督に関する事務を行なうことを目的とする。

3 日本弁護士連合会は、会則を定めた（会則）

2 日本弁護士連合会は、法人とする。

3 日本弁護士連合会は、会則を定めた（会則）

2 日本弁護士連合会は、会則を定めた（会則）

3 日本弁護士連合会は、会則を定めた（会則）

- 前項の審査請求については、行政不服審査法 第九条、第十七条、第二章第三節及び第五十条 第二項の規定は、適用しない。

第一項の審査請求に関する行政不服審査法の規定の適用については、同法第十一條第二項中「第九条第一項の規定により指名された者（以下「審理員」という。）」とあるのは「日本弁護士連合会の懲戒委員会」と、同法第十三條第一項及び第二項中「審理員」とあるのは「第十一條第二項の懲戒委員会」と、同法第四十四条中「行政不服審査会等から諮問に対する答申を受けたとき（前項第一項の規定による諮問を要しない場合（同項第二号又は第三号に該当する場合を除く。））にあっては審理員意見書が提出されたとき、同項第二号又は第三号に該当する場合にあつては同項第二号又は第三号に規定する議を経たとき」とあるのは「弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第五十九条第一項の議決があつたとき」とする。

（日本弁護士連合会の懲戒）

第六十条 日本弁護士連合会は、第五十六条第一項に規定する事案について自らその弁護士又は弁護士法人を懲戒することを適當と認めるときは、次項から第六項までに規定するところにより、これを懲戒することができる。

日本弁護士連合会は、弁護士又は弁護士法人について懲戒の事由があると思料するときは、懲戒の手続に付し、日本弁護士連合会の綱紀委員会に事案の調査をさせることができる。

日本弁護士連合会の綱紀委員会は、前項の調査により対象弁護士等につき日本弁護士連合会の懲戒委員会に事案の審査を求めることが相当と認めるときは、その旨の議決をする。この場合において、日本弁護士連合会は、当該議決に基づき、日本弁護士連合会の懲戒委員会に事案の審査を求めなければならない。

日本弁護士連合会の綱紀委員会は、第二項の調査により、対象弁護士等につき懲戒の手続を開始することができないものであると認めるとき、対象弁護士等につき懲戒の事由がないと認めれるとき又は事案の軽重その他情状を考慮して懲戒すべきでないことが明らかであると認めるときは、日本弁護士連合会の懲戒委員会に事案の審査を求めるべきことを相当とする議決をする。この場合において、日本弁護士連合会は、当該議決に基づき、対象弁護士等を懲戒しない旨の決定をしなければならない。

- 5 日本弁護士連合会の懲戒委員会は、第三項の審査により対象弁護士等につき懲戒することを相当と認めるときは、懲戒の処分の内容を明示して、その旨の議決をする。この場合において、日本弁護士連合会は、当該議決に基づき、対象弁護士等を懲戒しなければならない。

6 日本弁護士連合会の懲戒委員会は、第三項の審査により対象弁護士等につき懲戒しないことを相当と認めるときは、その旨の議決をする。この場合において、日本弁護士連合会は、当該議決に基づき、対象弁護士等を懲戒しない旨の決定をしなければならない。

(訴えの提起)

第六十一条 第五十六条の規定により弁護士会がした懲戒の処分についての審査請求を却下され若しくは棄却され、又は第六十条の規定により日本弁護士連合会から懲戒を受けた者は、東京高等裁判所にその取消しの訴えを提起することができる。

2 第五十六条の規定により弁護士会がした懲戒の処分については、これについての日本弁護士連合会の裁決に対してのみ、取消しの訴え提起することができる。

(登録換等の請求の制限)

第六十二条 懲戒の手続に付された弁護士は、その手続が結了するまで登録又は登録取消の請求をすることができない。

2 懲戒の手続に付された弁護士法人は、その手続が結了するまで、法律事務所の移転又は廃止により、所属弁護士会の地域内に法律事務所を有しないこととなつても、これを退会しないものとする。

3 懲戒の手続に付された弁護士法人は、その手続が結了するまで、第三十六条の二第四項の規定により所属弁護士会を変更することができない。

4 懲戒の手続に付された弁護士法人が、主たる法律事務所を所属弁護士会の地域外に移転したときは、この章の規定の適用については、その手続が結了するまで、旧所在地にも主たる法律事務所があるものとみなす。

5 懲戒の手続に付された弁護士法人は、清算が結了した後においても、この章の規定の適用については、懲戒の手続が結了するまで、なお存続するものとみなす。

(除斥期間)

第六十三条 懲戒の事由があつたときから三年を経過したときは、懲戒の手続を開始することができない。

第二節

第二節 懲戒請求者による異議の申出等

- 第二節 懲戒請求者による異議の申出等**

第六十四条 第五十八条第一項の規定により弁護士又は弁護士法人に対する懲戒の請求があつたにもかかわらず、弁護士会が対象弁護士等を懲戒しない旨の決定をしたとき又は相当の期間内に懲戒の手続を終えないとときは、その請求をした者（以下「懲戒請求者」という。）は、日本弁護士連合会に異議を申し出ることができる。

前項の規定による異議の申出（相当の期間内に懲戒の手続を終えないことについてのもの）を除く。は、弁護士会による当該懲戒しない旨の決定に係る第六十四条の七第一項第二号の規定による通知又は当該懲戒の处分に係る第六四条の六第二項の規定による通知を受けた日翌日から起算して三箇月以内にしなければならない。

異議の申出の書面を郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便で提出した場合における前項の異議の申出期間の計算については、送付に要した日数は、算入しない。

（日本弁護士連合会の綱紀委員会による異議の審査等）

第六十四条の二 日本弁護士連合会は、前条第一項の規定による異議の申出があり、当該事案が原弁護士会（懲戒請求者が懲戒の請求をした弁護士会をいう。以下同じ。）の懲戒委員会の審査に付されていないものであるときは、日本弁護士連合会の綱紀委員会に異議の審査を求めなければならない。

日本弁護士連合会の綱紀委員会は、原弁護士会が第五十八条第四項の規定により対象弁護士等を懲戒しない旨の決定をしたことについての異議の申出につき、前項の異議の審査により原弁護士会の懲戒委員会に事案の審査を求めることを相當と認めるときは、その旨の議決をす。る。この場合において、日本弁護士連合会は、当該議決に基づき、原弁護士会がした対象弁護士等を懲戒しない旨の決定を取り消して、事案を原弁護士会に送付する。

前項の規定により事案の送付を受けた原弁護士会は、その懲戒委員会に事案の審査を求めな

第六十四条の三 懲戒請求者は、日本弁護士連合会が前条第二項に規定する異議の申出につき同条第五項の規定によりこれを却下し、又は棄却する決定をした場合において、不服があるときは、日本弁護士連合会に、綱紀審査会による綱紀審査を行うことを申し出ることができる。この場合において、日本弁護士連合会は、綱紀審査を行うことをできる。この場合において、日本弁護士連合会は、綱紀審査を行うことをできる。

前項の規定による綱紀審査の申出は、日本弁護士連合会がした当該異議の申出を却下し、又は棄却する決定に係る第六十四条の七第二項第六号の規定による通知を受けた日の翌日から起算して三十日以内にしなければならない。

第六十四条第三項の規定は、前項の綱紀審査の申出に準用する。

第六十四条の四 綱紀審査会は、前条第一項の綱紀審査により原弁護士会の懲戒委員会に事案の審査を求めることを相当と認めるときは、その旨の議決をする。この議決は、出席した委員の三分の二以上の多数をもつてしなければならない。

前項の場合において、日本弁護士連合会は、当該議決に基づき、自らがした異議の申出を却下し、又は棄却する決定及び原弁護士会がした対象弁護士等を懲戒しない旨の決定を取り消して、事案を原弁護士会に送付する。

前項の規定により事案の送付を受けた原弁護士会は、その懲戒委員会に事案の審査を求めな

ければならない。この場合においては、第五十八条第五項及び第六項の規定を準用する。

4 綱紀審査会は、綱紀審査の申出を不適法として却下することを相当と認めるときは、その旨の議決をする。この場合において、日本弁護士連合会は、当該議決に基づき、綱紀審査の申出を却下することを相当と認めるときは、その旨の議決をする。この場合において、日本弁護士連合会は、当該議決に基づき、綱紀審査の申出を却下する決定をしなければならない。

5 綱紀審査会は、前項の場合を除き、第一項の議決が得られなかつたときは、その旨の議決をしなければならない。この場合において、日本弁護士連合会は、当該議決に基づき、綱紀審査の申出を棄却する決定をしなければならない。

(日本弁護士連合会の懲戒委員会による異議の審査等)

第六十四条の五 日本弁護士連合会は、第六十四条第一項の規定による異議の申出があり、当該事案が原弁護士会の懲戒委員会に付されたものであるときは、日本弁護士連合会の懲戒委員会に異議の審査を求めなければならない。

2 日本弁護士連合会の懲戒委員会は、原弁護士会が第五十八条第六項の規定により対象弁護士等を懲戒しない旨の決定をしたことについての異議の申出につき、前項の異議の審査により対象弁護士等を懲戒することを相当と認めるときは、懲戒の処分の内容を示して、その旨の議決をする。この場合において、日本弁護士連合会は、当該議決に基づき、原弁護士会がした対象弁護士等を懲戒することを相当と認めるときは、懲戒の処分の内容を明示して、懲戒の手続を終了したときの議決をする。この場合において、日本弁護士連合会は、当該議決に基づき、原弁護士等を懲戒しなければならない。

3 日本弁護士連合会の懲戒委員会は、原弁護士会が相当の期間内に懲戒の手続を終えないことについての異議の申出につき、第一項の異議の審査によりその異議の申出に理由があると認めるとときは、その旨の議決をする。この場合において、日本弁護士連合会は、当該議決に基づき、原弁護士会に対し、速やかに懲戒の手続を進め、対象弁護士等を懲戒し、又は懲戒しない旨の決定をするよう命じなければならない。

4 日本弁護士連合会の懲戒委員会は、原弁護士会がした懲戒の処分が不当に軽いとする異議の申出につき、第一項の異議の審査によりその異議の申出に理由があると認めるとときは、懲戒の処分の内容を明示して、懲戒の処分を変更することを相当とする旨の議決をする。この場合において、日本弁護士連合会は、当該議決に基づき、原弁護士会からした懲戒の処分を取り消し、自ら対象弁護士等を懲戒しなければならない。

2 四 懲戒の手続に付された弁護士が死亡したことは弁護士でなくなつたことにより懲戒の手続が終了したとき、その旨及びその理由について刑事訴訟が係属していることにより懲戒の手続を中止したとき又はその手続を再開したとき、その旨及びその理由

(懲戒の処分の通知及び公告)

第六十四条の六 弁護士会又は日本弁護士連合会は、対象弁護士等を懲戒するときは、対象弁護士等に懲戒の処分の内容及びその理由を書面により通知しなければならない。

2 弁護士会又は日本弁護士連合会は、対象弁護士等を懲戒したときは、速やかに、弁護士会にあつては懲戒請求者、懲戒の手続に付された弁護士法人の他の所属弁護士会及び日本弁護士連合会に、日本弁護士連合会にあつては懲戒請求者及び対象弁護士等の所属弁護士会に、懲戒の処分の内容及びその理由を書面により通知しなければならない。

3 日本弁護士連合会は、弁護士会又は日本弁護士連合会が対象弁護士等を懲戒したときは、遅滞なく、懲戒の処分の内容を官報をもつて公告しなければならない。

(懲戒の手続に関する通知)

第六十四条の七 弁護士会は、その懲戒の手続に開し、次の各号に掲げる場合には、速やかに、対象弁護士等、懲戒請求者、懲戒の手続に付された弁護士法人の他の所属弁護士会及び日本弁護士連合会に、当該各号に定める事項を書面により通知しなければならない。

一 綱紀委員会に事案の審査を求めたとき又は

二 対象弁護士等を懲戒しない旨の決定をしたとき、その旨及びその理由

三 懲戒の手続に付された弁護士が死亡したときの旨及び事案の内容

四 懲戒の手続に付された弁護士が死亡したことは弁護士でなくなつたことにより懲戒の手続が終了したとき、その旨及びその理由

五 原弁護士会に対する懲戒の手続を再開したとき、その旨及びその理由

一 綱紀委員会に事案の調査をさせたとき又は懲戒委員会に事案の審査を求めたとき、その旨及び事案の内容

二 対象弁護士等を懲戒しない旨の決定をしたとき、その旨及びその理由

三 綱紀委員会に異議の審査を求めたとき又は懲戒委員会に異議の審査を求めたとき、その旨及びその理由

四 第六十四条の二第二項又は第六十四条の四第二項の規定により原弁護士会に事案を送付したとき、その旨及びその理由

五 原弁護士会に対し、速やかに懲戒の手続を進め、対象弁護士等を懲戒し、又は懲戒しない旨の決定をするよう命じたとき、その旨及びその理由

六 异議の申出を却下し、又は棄却する決定をしたとき、その旨及びその理由

七 綱紀審査の申出を却下し、又は棄却する決定をしたとき、その旨及びその理由

八 懲戒委員会又はその部会が、同一の事由について刑事訴訟が係属していることにより懲戒の手続を中止したとき又はその手続を再開したとき、その旨及びその理由

九 懲戒の手続に付された弁護士が死亡したことは弁護士でなくなつたことにより懲戒の手続が終了したとき、その旨及びその理由

（懲戒委員会の設置）

第三節 懲戒委員会

第六十五条 各弁護士会及び日本弁護士連合会に、それぞれ懲戒委員会を置く。

2 懲戒委員会は、その置かれた弁護士会又は日本弁護士連合会の求めにより、その所属の弁護士又は弁護士法人の懲戒に関する必要な審査をする。

3 前条第四項の規定は、委員長に準用する。

4 委員長は、会務を総理する。

5 委員長に事故のあるときは、あらかじめ懲戒委員会の定める順序により、他の委員が委員長の職務を行う。

6 委員長は、その委員と同じ資格を有する予備委員の会員で定める数の予備委員を置く。

7 委員に事故のあるときは、委員が欠けたときは、弁護士会の会長又は日本弁護士連合会の会長は、その委員と同じ資格を有する予備委員の中からその代理をする者を指名する。

8 委員の置かれた弁護士会又は日本弁護士連合会に、それぞれ懲戒委員会を置く。

9 懲戒委員会は、その置かれた弁護士会又は日本弁護士連合会の求めにより、その所属の弁護士又は弁護士法人の懲戒に関する必要な審査をする。

（懲戒委員会の組織）

第六十六条 懲戒委員会は、四人以上であつてその置かれた弁護士会又は日本弁護士連合会の会員で定める数の委員をもつて組織する。

（懲戒委員会の委員）

2 部会は、委員長が指名する弁護士、裁判官、検察官及び学識経験のある者である委員各一人以上をもつて組織する。

3 部会に部会長を置き、部会を組織する委員の互選によりこれを定める。

4 部会長に事故のあるときは、あらかじめ部会の定める順序により、他の委員が部会長の職務を行う。

5 懲戒委員会は、その定めるところにより、部会が審査した事案については、部会の議決をもつて委員会の議決とすることができる。

一 綱紀委員会に事案の調査をさせたとき又は懲戒委員会に事案の審査を求めたとき、その旨及び事案の内容

二 対象弁護士等、懲戒請求者及び対象弁護士等の所属弁護士会に、当該各号に定める事項を書面により通知しなければならない。

2 日本弁護士連合会の懲戒委員会の委員は、弁護士、裁判官、検察官及び学識経験のある者の中から、それぞれ日本弁護士連合会の会長が委嘱する。この場合において、裁判官又は検察官である委員はその地の高等裁判所若しくは地方裁判所又は高等検察署検事長若しくは地方検察官の推薦に基づき、その他の委員はその弁護士会の総会の決議に基づき、委嘱しなければならない。

2

第五条の二第一項の規定による申請において、第五条第一号又は第三号に規定する職に在った期間、同条第二号に規定する職務に従事した期間及び同号の職務の内容その他の重要な事項につき虚偽の申請をして、法務大臣に同条の認定をさせた者も、前項と同様とする。

3 前二項の罪の未遂は、罰する。

(汚職の罪)

第七十六条 第二十六条又は第三十条の二十の規定に違反した者は、三年以下の懲役に処する。

(非弁護士との提携等の罪)

第七十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

第七十八条 第三十条の二十一において準用する場合を含む。)の規定に違反した者は、二年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

第七十九条 第三十条の二十八第六項(第四

二 第二十八条 第三十四条の規定に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。

第七十二条の規定に違反した者

四 第七十三条の規定に違反した者

(虚偽標示等の罪)

第七十七条の二 第三十四条の規定に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。

第七十七条の三 第三十条の二十八第六項(第四

二 第二十八条 第三十四条の規定に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。

第八十一条 第八十二条の規定に準用する者は、この法律の適用については、その他の従業者が、その法人又は人の業

2 法人の代表者は、法人若しくは人の代理人、

使用者その他の従業者が、その法人又は人の業

3 (汚職の罪)

第七十七条の二又は前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人

に對して各本条の罰金刑を科する。

(過料)

第七十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。

一 第三十条の二十八第六項(第四

二 正當な理由がないのに、第三十条の二十八第六項において準用する場合を含む。次号において

同じ。)において準用する会社法第九百四十六条第三項の規定に違反して、報告をせ

ず、又は虚偽の報告をした者

二 正當な理由がないのに、第三十条の二十八第六項において準用する場合を含む。次号において

同じ。)において準用する会社法第九百四十六号又は第九百五十五条第二項各号に掲げる請求を拒んだ者

二 第三十条の二十八第六項において準用する場合に、弁護士法人の社員又は清算人は、三十

十万円以下の過料に処する。

三 第七十二条の規定に違反して登

記をすることを怠つたとき。

四 第三十条の二十八第六項又は第五項の規定

に違反して合併をしたとき。

三 第三十条の二十八第六項において準用する会社法第九百四十五条の規定に違反して同条

の調査を求めなかつたとき。

四 定款又は第三十条の三十第一項において準用する会社法第六百五十五条第一項の会計帳簿等に同項に規定する電子公告調査に関する法務省令で定めるものを記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

五 第三十条の三十第二項において準用する会社法第六百五十六条第一項の規定に違反して破産手続開始の申立てを怠つたとき。

六 第三十条の三十第二項において準用する会社法第六百六十四条の規定に違反して財産を分配したとき。

七 第三十条の三十第一項において準用する会社法第六百七十一条第二項又は第五項の規定に違反して財産を処分したとき。

(兩罰規定)

第七十八条 弁護士法人の社員等が、その弁護士法人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その弁護士法人に対する当該各号に定める罰金刑を科する。

一 第三十条の二十に係る部分に限り

二 第三十条の二十一に限り

三 第三十条の二十二に限り

四 第三十条の二十三に限り

五 第三十条の二十四に限り

六 第三十条の二十五に限り

七 第三十条の二十六に限り

八 第三十条の二十七に限り

九 第三十条の二十八に限り

十 第三十条の二十九に限り

十一 第三十条の三十に限り

十二 第三十条の三十一に限り

十三 第三十条の三十二に限り

十四 第三十条の三十三に限り

十五 第三十条の三十四に限り

十六 第三十条の三十五に限り

十七 第三十条の三十六に限り

十八 第三十条の三十七に限り

十九 第三十条の三十八に限り

二十 第三十条の三十九に限り

二十一 第三十条の四十に限り

二十二 第三十条の四十一に限り

二十三 第三十条の四十二に限り

二十四 第三十条の四十三に限り

二十五 第三十条の四十四に限り

二十六 第三十条の四十五に限り

二十七 第三十条の四十六に限り

二十八 第三十条の四十七に限り

二十九 第三十条の四十八に限り

三十 第三十条の四十九に限り

三十一 第三十条の五十に限り

三十二 第三十条の五十一に限り

三十三 第三十条の五十二に限り

三十四 第三十条の五十三に限り

三十五 第三十条の五十四に限り

三十六 第三十条の五十五に限り

三十七 第三十条の五十六に限り

三十八 第三十条の五十七に限り

三十九 第三十条の五十八に限り

四十 第三十条の五十九に限り

四十一 第三十条の六十に限り

四十二 第三十条の七十一に限り

四十三 第三十条の七十二に限り

四十四 第三十条の七十三に限り

四十五 第三十条の七十四に限り

四十六 第三十条の七十五に限り

四十七 第三十条の七十六に限り

四十八 第三十条の七十七に限り

四十九 第三十条の七十八に限り

五十 第三十条の七十九に限り

五十一 第三十条の八十に限り

五十二 第三十条の九十一に限り

五十三 第三十条の九十二に限り

五十四 第三十条の九十三に限り

五十五 第三十条の九十四に限り

五十六 第三十条の九十五に限り

五十七 第三十条の九十六に限り

五十八 第三十条の九十七に限り

五十九 第三十条の九十八に限り

六十 第三十条の九十九に限り

六十一 第三十条の一百に限り

六十二 第三十条の一百一に限り

六十三 第三十条の一百二に限り

六十四 第三十条の一百三に限り

六十五 第三十条の一百四に限り

六十六 第三十条の一百五に限り

六十七 第三十条の一百六に限り

六十八 第三十条の一百七に限り

六十九 第三十条の一百八に限り

七十 第三十条の一百九に限り

七十一 第三十条の一百十に限り

七十二 第三十条の一百十一に限り

七十三 第三十条の一百十二に限り

七十四 第三十条の一百十三に限り

七十五 第三十条の一百十四に限り

七十六 第三十条の一百十五に限り

七十七 第三十条の一百十六に限り

七十八 第三十条の一百十七に限り

七十九 第三十条の一百十八に限り

八十 第三十条の一百十九に限り

八十一 第三十条の一百二十に限り

八十二 第三十条の一百二十一に限り

八十三 第三十条の一百二十二に限り

八十四 第三十条の一百二十三に限り

八十五 第三十条の一百二十四に限り

八十六 第三十条の一百二十五に限り

八十七 第三十条の一百二十六に限り

八十八 第三十条の一百二十七に限り

八十九 第三十条の一百二十八に限り

九十 第三十条の一百二十九に限り

九十一 第三十条の一百三十に限り

九十二 第三十条の一百三十一に限り

九十三 第三十条の一百三十二に限り

九十四 第三十条の一百三十三に限り

九十五 第三十条の一百三十四に限り

九十六 第三十条の一百三十五に限り

九十七 第三十条の一百三十六に限り

九十八 第三十条の一百三十七に限り

九十九 第三十条の一百三十八に限り

一百 第三十条の一百三十九に限り

一百一 第三十条の一百四十に限り

一百二 第三十条の一百五十一に限り

一百三 第三十条の一百五十二に限り

一百四 第三十条の一百五十三に限り

一百五 第三十条の一百五十四に限り

一百六 第三十条の一百五十五に限り

一百七 第三十条の一百五十六に限り

一百八 第三十条の一百五十七に限り

一百九 第三十条の一百五十八に限り

一百十 第三十条の一百五十九に限り

一百一十一 第三十条の一百六十に限り

一百二十一 第三十条の一百七十一に限り

一百三十一 第三十条の一百八十一に限り

一百四十一 第三十条の一百九十一に限り

一百五十一 第三十条の一百一百に限り

一百六十一 第三十条の一百一百一に限り

一百七十一 第三十条の一百一百二に限り

一百八十一 第三十条の一百一百三に限り

一百九十一 第三十条の一百一百四に限り

二〇一 第三十条の一百一百五に限り

二一 第三十条の一百一百六に限り

二二 第三十条の一百一百七に限り

二三 第三十条の一百一百八に限り

二四 第三十条の一百一百九に限り

二五 第三十条の一百一百十に限り

二六 第三十条の一百一百一に限り

二七 第三十条の一百一百二に限り

二八 第三十条の一百一百三に限り

二九 第三十条の一百一百四に限り

二三〇 第三十条の一百一百五に限り

二三一 第三十条の一百一百六に限り

二三二 第三十条の一百一百七に限り

二三三 第三十条の一百一百八に限り

二三四 第三十条の一百一百九に限り

二三五 第三十条の一百一百十に限り

二三六 第三十条の一百一百一に限り

二三七 第三十条の一百一百二に限り

二三八 第三十条の一百一百三に限り

二三九 第三十条の一百一百四に限り

二三〇 第三十条の一百一百五に限り

二三一 第三十条の一百一百六に限り

二三二 第三十条の一百一百七に限り

二三三 第三十条の一百一百八に限り

二三四 第三十条の一百一百九に限り

二三五 第三十条の一百一百十に限り

二三六 第三十条の一百一百一に限り

二三七 第三十条の一百一百二に限り

二三八 第三十条の一百一百三に限り

二三九 第三十条の一百一百四に限り

二三〇 第三十条の一百一百五に限り

二三一 第三十条の一百一百六に限り

二三二 第三十条の一百一百七に限り

二三三 第三十条の一百一百八に限り

二三四 第三十条の一百一百九に限り

二三五 第三十条の一百一百十に限り

二三六 第三十条の一百一百一に限り

二三七 第三十条の一百一百二に限り

二三八 第三十条の一百一百三に限り

二三九 第三十条の一百一百四に限り

二三〇 第三十条の一百一百五に限り

二三一 第三十条の一百一百六に限り

二三二 第三十条の一百一百七に限り

二三三 第三十条の一百一百八に限り

二三四 第三十条の一百一百九に限り

二三五 第三十条の一百一百十に限り

二三六 第三十条の一百一百一に限り

二三七 第三十条の一百一百二に限り

二三八 第三十条の一百一百三に限り

二三九 第三十条の一百一百四に限り

二三〇 第三十条の一百一百五に限り

二三一 第三十条の一百一百六に限り

二三二 第三十条の一百一百七に限り

二三三 第三十条の一百一百八に限り

二三四 第三十条の一百一百九に限り

二三五 第三十条の一百一百十に限り

二三六 第三十条の一百一百一に限り

二三七 第三十条の一百一百二に限り

二三八 第三十条の一百一百三に限り

二三九 第三十条の一百一百四に限り

二三〇 第三十条の一百一百五に限り

二三一 第三十条の一百一百六に限り

二三二 第三十条の一百一百七に限り

二三三 第三十条の一百一百八に限り

二三四 第三十条の一百一百九に限り

二三五 第三十条の一百一百十に限り

二三六 第三十条の一百一百一に限り

二三七 第三十条の一百一百二に限り

二三八 第三十条の一百一百三に限り

二三九 第三十条の一百一百四に限り

二三〇 第三十条の一百一百五に限り

二三一 第三十条の一百一百六に限り

二三二 第三十条の一百一百七に限り

二三三 第三十条の一百一百八に限り

二三四 第三十条の一百一百九に限り

二三五 第三十条の一百一百十に限り

二三六 第三十条の一百一百一に限り

二三七 第三十条の一百一百二に限り

二三八 第三十条の一百一百三に限り

二三九 第三十条の一百一百四に限り

二三〇 第三十条の一百一百五に限り

二三一 第三十条の一百一百六に限り

二三二 第三十条の一百一百七に限り

二三三 第三十条の一百一百八に限り

二三四 第三十条の一百一百九に限り

二三五 第三十条の一百一百十に限り

二三六 第三十条の一百一百一に限り

二三七 第三十条の一百一百二に限り

二三八 第三十条の一百一百三に限り

二三九 第三十条の一百一百四に限り

二三〇 第三十条の一百一百五に限り

二三一 第三十条の一百一百六に限り

二三二 第三十条の一百一百七に限り

二三三 第三十条の一百一百八に限り

二三四 第三十条の一百一百九に限り

二三五 第三十条の一百一百十に限り

二三六 第三十条の一百一百一に限り

二三七 第三十条の一百一百二に限り

二三八 第三十条の一百一百三に限り

二三九 第三十条の一百一百四に限り

二三〇 第三十条の一百一百五に限り

二三一 第三十条の一百一百六に限り

二三二 第三十条の一百一百七に限り

			附 則（昭和二七年七月三一日法律第二 六八号）抄	1 この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。従前の機関及び職員は、この法律に基く相当の機関及び職員となり、同一性をもつて存続するものとする。
3	4	5	法務総裁官房長、法務府事務官及び法務府教官の在職は、裁判所法第四十一条、第四十二条（判事補の職権の特例等に関する法律第一条第二項において準用する場合を含む。）及び第四十四条、検察庁法第十九条、弁護士法第五条並びに司法書士法第三条の規定の適用については、それぞれ法務省の事務次官、法務事務官及び法務教官の在職とみなす。	この法律の施行前における法務府の各長官、法務総裁官房長、法務府事務官及び法務府教官の在職は、裁判所法第四十一条、第四十二条（判事補の職権の特例等に関する法律第一条第二項において準用する場合を含む。）及び第四十四条、検察庁法第十九条、弁護士法第五条並びに司法書士法第三条の規定の適用については、それぞれ法務省の事務次官、法務事務官及び法務教官の在職とみなす。
6	7	8	附 則（昭和三十一年八月一〇日法律第一 五五号）抄	この法律は、公布の日から施行する。
9	10	11	附 則（昭和三十一年八月一〇日法律第一 四〇号）抄	この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。
12	13	14	附 則（昭和三〇年八月一〇日法律第一 三一號）抄	この法律は、昭和三〇年八月一日から施行する。
15	16	17	附 則（昭和三〇年八月一〇日法律第一 八号）抄	この法律は、公布の日から施行する。
18	19	20	附 則（昭和三〇年八月一〇日法律第一 八号）抄	この法律は、昭和三十二年八月一日から施行する。
21	22	23	附 則（昭和三六年六月一五日法律第一 三七号）抄	この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。
24	25	26	附 則（昭和三六年六月一五日法律第一 七号）抄	この法律は、昭和三七年四月一六日法律第七（施行期日）抄
27	28	29	附 則（昭和三七年九月一五日法律第一 一号）抄	この法律は、公布の日から施行する。ただし、第六条及び附則第五項から第十一項までの規定は、昭和三十七年七月一日から施行する。
30	31	32	附 則（昭和三七年九月一五日法律第一 二号）抄	この法律は、公布の日から施行する。ただし、第六条及び附則第五項から第十一項までの規定は、昭和三十七年十月一日から施行する。
33	34	35	附 則（昭和五八年一二月二日法律第七 八号）抄	この法律による改正後の規定は、この附則にては、第六条の規定の施行前における法務研修所の教官の在職は法務総合研究所の教官の在職と、法制局参事官の在職は内閣法制局参事官の在職とみなす。
36	37	38	附 則（昭和五八年一二月二日法律第七 九号）抄	改正後の弁護士法第五条の規定の適用については、第六条の規定の施行前における法務研修所の教官の在職は法務総合研究所の教官の在職と、法制局参事官の在職は内閣法制局参事官の在職とみなす。
39	40	41	附 則（昭和五八年一二月二日法律第七 一〇号）抄	改正後の弁護士法第五条の規定の適用については、第六条の規定の施行前における法務研修所の教官の在職は法務総合研究所の教官の在職と、法制局参事官の在職は内閣法制局参事官の在職とみなす。
42	43	44	附 則（昭和五八年一二月二日法律第七 一一号）抄	改正後の弁護士法第五条の規定の適用については、第六条の規定の施行前における法務研修所の教官の在職は法務総合研究所の教官の在職と、法制局参事官の在職は内閣法制局参事官の在職とみなす。
45	46	47	附 則（昭和五八年一二月二日法律第七 一二号）抄	改正後の弁護士法第五条の規定の適用については、第六条の規定の施行前における法務研修所の教官の在職は法務総合研究所の教官の在職と、法制局参事官の在職は内閣法制局参事官の在職とみなす。
48	49	50	附 則（昭和五八年一二月二日法律第七 一三号）抄	改正後の弁護士法第五条の規定の適用については、第六条の規定の施行前における法務研修所の教官の在職は法務総合研究所の教官の在職と、法制局参事官の在職は内閣法制局参事官の在職とみなす。
51	52	53	附 則（昭和五八年一二月二日法律第七 一四号）抄	改正後の弁護士法第五条の規定の適用については、第六条の規定の施行前における法務研修所の教官の在職は法務総合研究所の教官の在職と、法制局参事官の在職は内閣法制局参事官の在職とみなす。
54	55	56	附 則（昭和五八年一二月二日法律第七 一五号）抄	改正後の弁護士法第五条の規定の適用については、第六条の規定の施行前における法務研修所の教官の在職は法務総合研究所の教官の在職と、法制局参事官の在職は内閣法制局参事官の在職とみなす。
57	58	59	附 則（昭和五八年一二月二日法律第七 一六号）抄	改正後の弁護士法第五条の規定の適用については、第六条の規定の施行前における法務研修所の教官の在職は法務総合研究所の教官の在職と、法制局参事官の在職は内閣法制局参事官の在職とみなす。
60	61	62	附 則（昭和五八年一二月二日法律第七 一七号）抄	改正後の弁護士法第五条の規定の適用については、第六条の規定の施行前における法務研修所の教官の在職は法務総合研究所の教官の在職と、法制局参事官の在職は内閣法制局参事官の在職とみなす。
63	64	65	附 則（昭和五八年一二月二日法律第七 一八号）抄	改正後の弁護士法第五条の規定の適用については、第六条の規定の施行前における法務研修所の教官の在職は法務総合研究所の教官の在職と、法制局参事官の在職は内閣法制局参事官の在職とみなす。
66	67	68	附 則（昭和五八年一二月二日法律第七 一九号）抄	改正後の弁護士法第五条の規定の適用については、第六条の規定の施行前における法務研修所の教官の在職は法務総合研究所の教官の在職と、法制局参事官の在職は内閣法制局参事官の在職とみなす。
69	70	71	附 則（昭和五八年一二月二日法律第七 二〇号）抄	改正後の弁護士法第五条の規定の適用については、第六条の規定の施行前における法務研修所の教官の在職は法務総合研究所の教官の在職と、法制局参事官の在職は内閣法制局参事官の在職とみなす。
72	73	74	附 則（昭和五八年一二月二日法律第七 二一号）抄	改正後の弁護士法第五条の規定の適用については、第六条の規定の施行前における法務研修所の教官の在職は法務総合研究所の教官の在職と、法制局参事官の在職は内閣法制局参事官の在職とみなす。
75	76	77	附 則（昭和五八年一二月二日法律第七 二二号）抄	改正後の弁護士法第五条の規定の適用については、第六条の規定の施行前における法務研修所の教官の在職は法務総合研究所の教官の在職と、法制局参事官の在職は内閣法制局参事官の在職とみなす。
78	79	80	附 則（昭和五八年一二月二日法律第七 二三号）抄	改正後の弁護士法第五条の規定の適用については、第六条の規定の施行前における法務研修所の教官の在職は法務総合研究所の教官の在職と、法制局参事官の在職は内閣法制局参事官の在職とみなす。
81	82	83	附 則（昭和五八年一二月二日法律第七 二四号）抄	改正後の弁護士法第五条の規定の適用については、第六条の規定の施行前における法務研修所の教官の在職は法務総合研究所の教官の在職と、法制局参事官の在職は内閣法制局参事官の在職とみなす。
84	85	86	附 則（昭和五八年一二月二日法律第七 二五号）抄	改正後の弁護士法第五条の規定の適用については、第六条の規定の施行前における法務研修所の教官の在職は法務総合研究所の教官の在職と、法制局参事官の在職は内閣法制局参事官の在職とみなす。
87	88	89	附 則（昭和五八年一二月二日法律第七 二六号）抄	改正後の弁護士法第五条の規定の適用については、第六条の規定の施行前における法務研修所の教官の在職は法務総合研究所の教官の在職と、法制局参事官の在職は内閣法制局参事官の在職とみなす。
90	91	92	附 則（昭和五八年一二月二日法律第七 二七号）抄	改正後の弁護士法第五条の規定の適用については、第六条の規定の施行前における法務研修所の教官の在職は法務総合研究所の教官の在職と、法制局参事官の在職は内閣法制局参事官の在職とみなす。
93	94	95	附 則（昭和五八年一二月二日法律第七 二八号）抄	改正後の弁護士法第五条の規定の適用については、第六条の規定の施行前における法務研修所の教官の在職は法務総合研究所の教官の在職と、法制局参事官の在職は内閣法制局参事官の在職とみなす。
96	97	98	附 則（昭和五八年一二月二日法律第七 二九号）抄	改正後の弁護士法第五条の規定の適用については、第六条の規定の施行前における法務研修所の教官の在職は法務総合研究所の教官の在職と、法制局参事官の在職は内閣法制局参事官の在職とみなす。
99	100	101	附 則（昭和五八年一二月二日法律第七 二二号）抄	改正後の弁護士法第五条の規定の適用については、第六条の規定の施行前における法務研修所の教官の在職は法務総合研究所の教官の在職と、法制局参事官の在職は内閣法制局参事官の在職とみなす。

を執るべきことの諮問その他の求めがされた場合においては、当該諮問その他の求めに係る不利益処分の手続に関しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかるず、なお従前の例による。

第十四条 この法律の施行前に法律の規定により
(聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置)

行われた聴聞、聴問若しくは聴聞会（不利益处分に係るものを除く。）又はこれらのための手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。

附則（平成八年六月二六日法律第一〇三号）抄
(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（平成〇年三月一日法律第
三号）抄

附則（平成二年七月一日法律第
二号）

(施行期日) ○一〇年三月一日

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法

律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から起算して二年を超過する場合は、規定

ら施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 時名は定め在日が洲旅行する略

二 附則第十條第一項及び第五項、第十四條第

三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十
二条の規定（公石の日）

(別に定める経過措置) 条の規定 公布の日

第三十条 第一条から前条までに規定するものの

ほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措

置は、別に法律で定める。

附 貼 (平成二年七月三〇日) 法律第一六号

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則（平成二年二月八日法律第
五号）

(施行期日) 五二号

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施

行する。

第三条 民法の一一部を改正する法律（平成十一年） （経過措置）

第三条 民法の一部を改正して民法第百四十九号）附則第三条第三項の規定に法律第百四十九号

施行期日	一 四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
附 則 (平成二一年一二月二二日法律第一六〇号) 抄	一 一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定められた日から施行する。 一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日 附 則 (平成二二年一月二七日法律第一二五号) 抄
施行期日	一 この法律は、公布の日から施行する。
附 則 (平成一三年六月八日法律第四〇号) 抄	一 この法律は、平成十四年三月三十一日までの間ににおいて政令で定める日から施行する。ただし、第二条中自衛隊法第三十六条の四第一項の見出しを削る改正規定、同条の改正規定、同改正規定、同条を同法第三十六条の人とする改正規定、同法第三十六条の三を同法第三十六条の七とする改正規定、同法第三十六条の二の前項の見出しを削る改正規定、同条の改正規定、同改正規定、同条を同法第三十六条の六とし、同条の前に見出しを付する改正規定及び同法第三十六条の次に四条を加える改正規定並びに第三条（防衛庁の職員の給与等に関する法律第三条第一項、第二十二条第一項、第二十四条の四及び第二十四条の五の改正規定、同条を同法第二十四条の六と並ぶ改正規定、同法第二十四条の四の次に一条を加える改正規定並びに同法第二十八条の三の改正規定に係る部分を除く。）、第四条及び附則第三項から第五項までの規定は、公布の日から施行する。

第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。
附則（平成一三年一月二八日法律第二百二十九号）抄
（施行期日）
この法律は、平成十四年四月一日から施行する。
（罰則の適用に関する経過措置）
この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定により従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成一四年五月二九日法律第四五号）抄
（施行期日）
この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成一四年五月二九日法律第四八号）抄
（施行期日）
この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成一五年七月二五日法律第一二八号）抄
（施行期日）
この法律は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第六条、第十二条及び第十二条の規定
定 定 公布の日
(弁護士の営利業務の届出に関する経過措置)

第六条 施行日前に第七条の規定による改正前の弁護士法（以下「旧弁護士法」という。）第三十条第三項の許可を受けて営利を目的とする業務を営み、若しくはこれを営む者の使用人となり、又は営利を目的とする法人の業務執行社員、取締役、執行役若しくは使用人となつている弁護士は、施行日において引き続きその業務を営み、又はその地位にあるうとするときは、施行日前に、第七条の規定による改正後の弁護士法（以下「新弁護士法」という。）第三十一条各号に掲げる区分に応じ、同項各号に規定する事項を、所属弁護士会に届け出ることができる。

2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項に変更を生じたときは、遅滞なく、その旨を所属弁護士会に届け出なければならぬ。施行日前に届出に係る業務を廃止し、又は届出に係る地位を失つたときも、同様とする。

3 前二項の規定による届出のあった事項については、施行日に新弁護士法第三十条第一項の規定による届出があつたものとみなす。ただし、前項後段の規定による届出があつたものについては、この限りでない。

(弁護士等の懲戒の事由に関する経過措置)

第七条 施行日前に弁護士が旧弁護士法第三十条の規定に違反したときは、その弁護士の所属弁護士会又は日本弁護士連合会は、施行日以後も、当該事実に基づきその弁護士を懲戒することができる。

(弁護士等の懲戒の手続に関する経過措置の原則)

第八条 弁護士及び弁護士法人に対する懲戒の手続については、次条に定めるものを除き、施行日前に懲戒の請求があり、又は懲戒の手続が開始された事案についても新弁護士法の規定を適用する。ただし、旧弁護士法の規定により生じた効力を妨げない。

(弁護士等の懲戒の手続に関する経過措置の特則)

第九条 施行日前に旧弁護士法第六十一条第一項の規定による異議の申出がなされた事案に係る懲戒の手続については、新弁護士法第六十四条の六及び第六十四条の七の規定を除き、なお従前の例による。

2 新弁護士法第六十四条の六第二項及び第三項の規定は、施行日前に弁護士会又は日本弁護士連合会がした懲戒の処分については、適用しない。

3 新弁護士法第六十四条の七の規定は、同条第一項各号又は第二項各号に規定する通知の事由が施行日前に生じた場合については、適用しない。

4 施行日前に弁護士会が弁護士若しくは弁護士法人を懲戒しない旨の決定をし、又はこれを徵戒せしめた場合において、その弁護士又は弁護士法人に対する懲戒の請求をした者が施行日以後にこれについての異議の申出をするときは、その異議の申出は、その懲戒の請求をした者が当該弁護士会からその弁護士若しくは弁護士法人を懲戒しない旨の決定をし、又はこれを懲戒した

二十号) 第百二条の十一において準用する商業登記法(一)と、「商業登記法第百四十五条」とあるのは「金融商品取引法第百四十五条」と読み替えるに改める部分を除く。並びに同法第百四十五条第一項及び第百四十六条の改正規定、第二十七条中損害保険料率算出団体に関する法律第二十三条から第二十四条の二までの改正規定及び同法第二十五条の改正規定(第二十三条の二まで)を「第十九条の三まで」登記申請の方式、申請書の添付書面、申請書に添付すべき電磁的記録、添付書面の特例)、第二十一条からに、「第十五号及び第十六号」を「第十四号」に改める部分を除く。)、第三十二条中投資信託及び投資法人に関する法律第九十九条第一項の改正規定(第三百五条第一項本文及び第四項)の下に「から第六項まで」を加える部分を除く。)、同法第一百六十四条第四項の改正規定、同法第一百六十六条第二項第八号の次に一号を加える改正規定、同法第一百七十七条の改正規定(一、第二十条第一項及び第二項)を削る部分及び「同法第二十四条第七号中「若しくは第三十条第二項若しくは」とあるのは「若しくは」とを削り、「第一百七十五条」との下に「同法第一百四十六条の二中「商業登記法」とあるのは「投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第百九十八号)、第七条において準用する商業登記法第百四十五条」と、「商業登記法第百四十五条」とあるのは「投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第百九十八号)、第七条において準用する商業登記法第百四十五条」とを加える部分を除く。)及び同法第二百四十九条第十九号の次に一号を加える改正規定、第三十四条中信用金庫法の目次の改正規定(第四十八条の八)を「第四十八条の十三」に改める部分に限る。)、同法第四十六条第一項の改正規定、同法第四章第七節中第四十八条の八の次に五条を加える改正規定、同法第六十五条の第二項、第七十四条から第七十六条まで及び第七十七条第四項の改正規定、同法第八十五条の改正規定(前号に掲げる部分を除く。)、同法第八十条まで及び第八十一条第四項の改正規定(前号に掲げる部分を除く。)、同法第六十五条の改正規定並びに同法第八十九条の改正規定(前号に掲げる部分を除く。)

る部分を除く。）、第三十八条中金融機関の合併及び転換に関する法律第六十四条第一項の改正規定、第四十条の規定（同条中協同組織金融機関の優先出資に関する法律第十四条第二項及び第二十二条第五項第三号の改正規定を除く。）、第三号及び第四号を除く。）、第三百一一条第四項並びに第五項第一号及び第二号、第三百十二条第五項並びに第六項第一号及び第二号、第三百四十四条、第三百八十八条第四項、第三百二十五条の二並びに第三百一十五条の五第二項を除く。）中「株主」とあるのは「総代」と、これらの規定（同法第二百九十九条第一項及び第三百二十五条の三第一項第五号を除く。）中「百二十五条第一項（各号を除く。）及び第四項、第三百十一條第四項、第三百十二条第五項、第三百十四条规定並びに第三百八十八条第四項を除く。）削り、「相互会社」と、「の下に「これらの規定中」を加え、「これららの規定（同法第二百九十八条第一項（各号を除く。）及び第四項中）を「第三号及び第四号を除く。）中「前条第四項」とあるのは「第三百十一條第四項中「取締役会設置会社」と、「株主」とあるのは「総代」と「株主」とあるのは「総代」と、「株主」とあるのは「社員又は総代」と、「次項本文及び次条から第三百二十二条まで」とあるのは「次条及び第三百一条」と、同条第四項中「取締役会設置会社」とあるのは「相互会社」と、「第三百十一条第四項及び第三百十二條第五項」を「第三百十一條第一項中「議決権行使書面に」とあるのは「議決権行使書面（保険業法第四十八条第三項に規定する議決権行使書面をいう。以下同じ。）」と、同条第四項並びに第五項第一号及び第二号並びに同法第三百十二条第五項並びに第六項第一号及び第二号」に改め、「共同」を削る部分を除く。）、同法第六十四条第二項及び第三項の改正規定、同法第六十七条の改正規定を「第三百三十七条」に、「職權抹消」を「職權抹消」並びに第三百三十九条から第一百四十八条まで（に改める部分及び「第四十八条から第五記）並びに「登記」、「に、「第一百四十八条を「第三百三十七条」に、「職權抹消」を「職權抹消」と、「支店」とあるのは「從たる事務所」と、「支店」とあるのは「從たる事務所」

と、「商業登記法第百四十五条」とあるのは「資産の流動化に関する法律第百八十三条第一項において準用する商業登記法第百四十五条」とを加える部分を除く。)及び同法第三百十一条第一項第十七号の次に「号を加える改正規定、第四十八条の規定、第五十条中政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第十五条の三の改正規定(「第三項を除く。」)を削る部分に限る。」、第五十二条、第五十三条及び第五十五条の規定、第五十六条中酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第二十二条の改正規定(「、同法第九百三十七条五十七条规定及び第六十七条から第六十九条までの第一項中「第九百三十条第二項各号」とあるのは「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第六十七条第二項各号」と)を削る部分に限りる。)同法第三十九条、第五十六条第六項、第五十八条及び第六十七条の規定(前号に掲げる改正規定を除く。)、第六十九条中消費生活協同組合法第八十一条から第八十三条まで及び第九十条第四項の改正規定並びに同法第九十二条の改正規定(前号に掲げる部分を除く。)第七十二条中医療法第四十六条の三の六及び第七十条の二十一第六項の改正規定並びに同法第九十三条の改正規定(同条第四号中「第五十二条の三」を「第五十五条の三第一項」に改める部分を除く。)第七十七条の規定、第八十条中農村負債整理組合法第二十四条第一項の改正規定(「第十七条(第三項ヲ除外)」を「第十七条」に改める部分に限る。)第八十一条中農業業同組合法第三十六条第七項の改正規定、同法第四十三条の六の次に一条を加える改正規定、同法第四十三条の七正規定、同法第八十三条の改正規定及び同法第八十六条第二項の改正規定及び同法第一百三十条第一項第三十八号の次に「号を加える改正規定、第八十五条中森林組合法第五十条第七項の改正規定、同法第六十条の三の次に一条を加える改正規定、同法第六十条の四第三項

及び百百条第二項の改正規定並びに同法第一百二十二条第一項第十二号の次に「号を加える改正規定、第八十九条中農林中央金庫法第四十六条の三の次に九十条中農林中央金庫法第四十六条の三の次に一条を加える改正規定、同法第四十七条第三項の改正規定及び同法第一百条第一項第十六号の次に一号を加える改正規定、第九十三条中中小企業等協同組合法の目次の改正規定、同法第四章第二節第一款及び第二款の款名を削る改正規定、同法第九十三条から第九十五条まで、第十九十六条第四項及び第九十七条第一項の改正規定並びに同法第一百三条の改正規定（「、第四十八条」を「、第五十一条」に、「並びに第百三十二条」を「、第百三十二条から第百三十七まで、並びに第百三十九条」に改める部分及び「、同法第四十八条第二項中「会社法第九百三十三条」を「、第五十一条」に、「並びに第百三十二条」を「、第百三十二条から第百三十七まで、並びに第百三十九条」に改める部分及び「、同法第十八条规定の改正規定、同法第二十九条の改正規定（前号に掲げる部分に限る。）並びに同法第五十八条、第七十七条第二項及び第一百四十四条の十一第二項の改正規定を除く。）、第十九条第三項から第五項まで及び第一百六十条第一項第十三号の改正規定を除く。）、第二節中技術研究組合法の目次の改正規定、同法第八章を加える部分を除く。）、第二節の節名の改正規定、同章第三節、第一百五十九条第三項から第五項まで及び第一百六十条第一項の改正規定並びに同法第一百六十八条の改正規定（「、第四十八条」を「、第五十一条」に、「並びに第百三十二条」を「、第百三十二条から第百三十七まで並びに第百三十九条」に改め、「、第四十八条第二項各号」とあるのは「技術研究組合法第一百五十六条第二項各号」と、同法第五十条第一項」を削る部分に限る。）、第一百七条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）並びに第百十一条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）会社法改正法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日

附則（令和二年五月二九日法律第三三二号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条並びに次条から附則第五条まで及び附則第二十六条の規定は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

附 則（令和四年三月三一日法律第四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から三まで 略
一から三まで 略

四 次に掲げる規定 令和五年四月一日

イ 及びロ 略

ハ 第十三条中税理士法第二条の改正規定（同条第一項第二号に係る部分を除く。）、同法第四条の改正規定、同法第五条の改正規定、同法第二十四条の改正規定、同法第二十五条の改正規定、同法第二十六条第一項第四号の改正規定、同法第四十七条の二の次に一条を加える改正規定、同法第四十八条を同法第四十七条の四とし、同法第五章中同条の次に一条を加える改正規定、同法第四十八条の「二十第二項」の改正規定、同法第四十九条の「第二項」の改正規定、同法第四十九条の十四第一項の改正規定、同法第五十一条第二項の改正規定、同条第四項の改正規定（「第三十九条」を「第二条の三及び第三十九条」に改める部分を除く。）、同法第五十五条の改正規定、同法第五十六条の改正規定、同法第五十七条第一項の改正規定、同法第五十八条の改正規定、同法第五十九条第一項の改正規定、同法第六十条の改正規定、同法第六十一条の改正規定、同法第六十二条の改正規定及び同法第六十三条の改正規定並びに附則第七十条第二項及び第三項、第八十六条（地方自治法昭和二十一年法律第六十七号）別表第一の改正規定を除く。）、第八十七条から第十九条まで、第九十三条、第九十四条並びに第九十七条の規定

（罰則に関する経過措置）

第九十八条 この法律（附則第一条各号に掲げる

定、第一百九十八条の規定並びに第三百八十七条
の規定 公布の日から起算して二年六月を超え
ない範囲内において政令で定める日